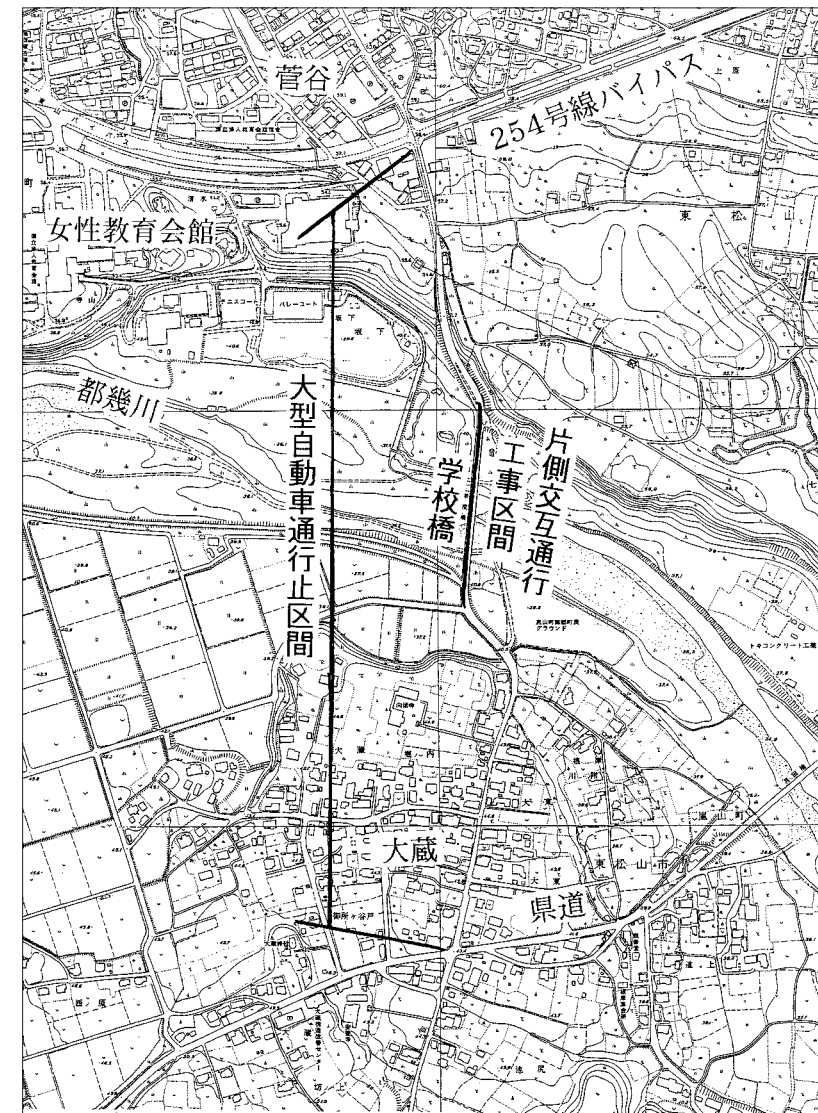


## 片側交互通行・大型自動車通行止めにご協力ください



学校橋伸縮継手装置補修工事の実施に伴い、7月上旬から8月下旬までの間、町道1-15号(図示箇所)菅谷～大蔵間が昼間片側交互通行・大型自動車通行止めになります。

工事中は、皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

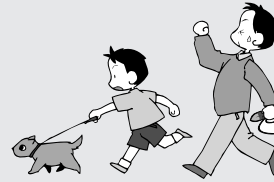
### 問合せ

都市整備課 建設担当  
☎62-0721 (直通)  
請負業者 古郡建設(株)  
現場代理人 増野  
☎048-573-3116

## 犬のフンは飼い主が必ず持ち帰りましょう

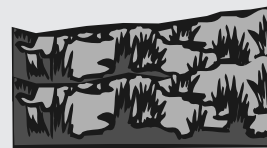
道路や公園、河川敷など公共の場所において、犬を散歩した際のフンの後始末に関するトラブル・苦情が絶えません。

犬の飼い主は、散歩をする際には必ず、愛犬のフンを処理するための用具(ビニール袋・スコップなど)を携帯し、散歩中に出したフンは持ち帰って燃えるごみといっしょに処分してください。また、散歩の際には必ずリード(つな)をつけるようにして、他人の迷惑にならないようにしましょう。



## 空き地の草刈り等適正管理をお願いします

町では、条例により空き地の適正な管理をお願いしています。雑草が伸びる季節になりましたが、近隣住民の生活環境を損なうことのないよう、土地の所有者の方は、雑草の刈り取りなど適正な管理をお願いいたします。



問合せ 環境課 ☎62-0718 (直通)

## ごみの不法投棄禁止です

町内では悪質なごみの不法投棄が絶えません。町では小川警察署と連携し、ごみを捨てた者の特定などを行うとともに、パトロールを実施し、美化清掃運動などで町内の不法投棄されたごみを片付けていきます。

日頃より地域の皆さんや環境美化推進委員の方には情報提供等でご協力いただいておりますが、不法投棄を無くすため、さらなるご協力を願っています。

不法投棄は法律で禁止されており、違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられます。不法投棄をしている者

を見かけたら、直接声をかけないで、車や人などの特徴を小川警察署に通報してください。また、不法投棄されてしまった現場を発見した場合は、役場環境課にご連絡をお願い致します。



### 問合せ

小川警察署 ☎74-0110  
環境課 ☎62-0718 (直通)

## 道路上にはみ出ている樹木の枝葉の除去のお願い

道路上にはみ出た枝葉との接触や枝葉の落下による歩行者・自転車通行人のけが、車両の損傷を防ぐため、事故の原因となる枝葉の除去をお願いいたします。

万一、事故が起こりますと樹木所有者は損害に対する法的責任を問われる場合がありますので、是非、ご協力をお願いいたします。

問合せ 東松山県土整備事務所 ☎22-2333  
役場 都市整備課 管理担当 ☎62-0721 (直通)

## 木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修の補助を行っています

### 木造住宅耐震診断の補助

地震に対する木造住宅の耐力を確認し、安全な住宅の整備を促進するため、町内における昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築された一戸建て住宅又は兼用住宅の耐震診断を実施した方に対し補助金を交付します。



### 木造住宅耐震改修の補助

木造住宅の耐震診断結果により、耐震性の基準を満たす耐震改修工事を実施した方に対し補助金を交付します。

◎耐震診断・改修の補助対象者、対象建築物及び補助金額などの詳細につきましてはお問い合わせください。

### 問合せ

都市整備課 管理担当  
☎62-0721 (直通)